

「放射性物質による環境汚染からの回復等」分野において、第2回点検（平成26年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

① 放射性物質による環境汚染からの回復等に関して、関係府省は、これまでの取組の内容や進捗状況に係る情報をこれまで以上に連携して、網羅的に分かりやすい形で国民に伝えるよう努めるべきである。

【関係施策等（関係府省）】

1 放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理の実施（環境省）

1-1 放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理の実施①（環境省）

放射性物質汚染廃棄物の処理に関する情報発信については、平成26年度中に、「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」を新しく開設し、仮設焼却施設のモニタリングデータや市町村長会議といった処理に関わる情報を、より分かりやすく、より詳細に発信するべく対応している。

2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等（環境省）

2-1 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等②（環境省）

除染特別地域内の各地方公共団体については、除染の進捗状況を取りまとめ、月に一回の頻度で定期的に公表している。また、汚染状況重点調査地域についても、各市町村における除染の進捗等について取りまとめ、ホームページでの公表等を行うとともに、ガイドラインの周知等を行っている。

3 放射性物質の効率的な除染に関する技術開発の推進（文部科学省）

本事業の実施に当たり、原子力規制庁や福島県と連携し、これまで日本原子力研究開発機構が計測した放射線のモニタリングデータに原子力規制庁で公開しているモニタリング調査の成果や、福島県のモニタリングポストのデータとを合わせ、ホームページ上で公開することとした。公開に当たっては、マップやグラフ等の分かりやすい形式のデータで公開することとした。

4 森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業（農林水産省）

本事業の成果については、福島県等関係機関に情報提供をした。また、環境省等関係機関が実施した事業の成果とともに「森林における除染等実証事業」において作成した森林内の放射性物質に関する普及啓発用のパンフレット等に掲載し、普及に努めている。

さらに、環境回復検討会に報告し、同検討会の取りまとめに反映されている。

5 森林における除染等実証事業（農林水産省）

本事業の成果については、森林内の放射性物質に関する普及啓発用のパンフレット等に林野庁事業の成果だけではなく、環境省等関係機関が実施した事業の成果も含めて掲載し、普及に努めている。また、本事業において、福島県内でシンポジウム等を開催するとともにパンフレット等を関係各所に配布した。

6 農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発（農林水産省）

本事業では、復興庁等関係機関と連携し、除染技術の開発に取り組んだ。また、本事業において畜産農家が、営農再開時に行わなければならない牛舎やパドックの清掃に関するポイントをまとめたマニュアル、小規模及び大規模水田の土壌中の放射性物質を低減するための放射性物質低減を整理した作業手引きをホームページ上に公表した。

8 「総合モニタリング計画」に沿った福島県を中心とした環境放射線モニタリングの実施と結果の公表（環境省）

本事業の実施に当たり、「総合モニタリング計画」（平成 28 年 4 月 1 日モニタリング調整会議改定）に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等と連携して、福島県全域の環境一般のモニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング、全国的な空間線量率のモニタリング等を実施し、解析結果を、定期的に公表している。また、平成 26 年 12 月 25 日に、原子力規制委員会のホームページを改修し、結果がよりわかりやすくなるよう改善した。

9 研究成果展開事業 先端計測分析技術・機器開発プログラム「放射線計測領域」（文部科学省）

本事業の実施に当たり、開発成果の活用、普及をさらに進めるため、各種展示会等への開発成果の出展や、被災地の地方公共団体関係者らユーザーへのアピールのため、復興庁関係者の出席、協力のもと、公開シンポジウム等を開催した。また、ウェブサイトなどを用いて情報発信を行った。

12 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）

本事業の実施に当たり、引き続き関係府省と連携し、意見交換会等のリスクコミュニケーションの開催や、冊子の改訂、ウェブサイト等による正確な情報発信を通し、消費者の理解増進に努める。

15 放射線安全研究の強化（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金（東日本大震災復興特別会計））（文部科学省）

長期被ばくの影響とその低減化に関する研究及び復旧作業員等の健康に関する追跡調査の実施に当たり、これまでの調査研究により得られた科学的知見をプレスを介して分かりやすい形で国民に伝えるとともに、最新の発表論文を含む成果を関係府省等主催のものを含めた講演会やシンポジウム、ニュースレター等で一般の方々に向けて発信した。

16 【再掲】放射性物質の効率的な除染に関する技術開発の推進（文部科学省）

（P 1 の再掲のため、内容は省略）

18 【再掲】「総合モニタリング計画」に沿った福島県を中心とした環境放射線モニタリングの実施と結果の公表（環境省）

（上記の再掲のため、内容は省略）

② 人への放射線の影響に係る健康調査等について、最新の情報を踏まえるなど、発信される情報の信頼性を高めるとともに、これらの情報を活用したリスクコミュニケーションを行うことができるよう保健医療福祉関係者等の人材育成を行って住民からの相談に適切に対応できるようにし、国民の不安をより少ないものとするよう努めるべきである。

【関係施策等（関係府省）】

10 福島再生加速化交付金（復興庁）

住民個人への放射線不安にきめ細かく対応するため、地方公共団体ごとの実情に応じた取組を展開しやすくする観点から、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」における「住民の安全安心」事業を「福島再生加速化交付金」に移管し、地方公共団体

と連携しながら、希望する住民に対する個人線量計の貸与・測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定など、地域の実情にあった取組を実施している。

11 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策（環境省）

安心・リスクコミュニケーション事業については、放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料を平成 26 年度、27 年度事業で改訂し、住民の対応にあたる保健医療福祉関係者、教育関係、地方公共団体職員等に研修を行った。また、住民の放射線に対する健康不安等を軽減するため、住民セミナーや少人数での意見交換会等を行った。放射線に関する情報を一元的にまとめた放射線による健康影響等に関するポータルサイトを設置し、住民等へ情報発信を行った。また、平成 26 年度に、相談員等の放射線健康不安に対する技術的な支援を行う相談員支援拠点（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）を福島県いわき市に設置し、運営を実施している。

12 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）

本事業の実施に当たり、平成 25 年度に養成したコミュニケーターに対し、引き続き最新の知見に基づいた情報発信が地域においてできるよう、メールマガジンの配信等による各種支援を行っている。また、特に不安を抱いていると思われる子育て世代や就学児童の保護者といった方々に、正確で効果的な情報伝達ができるよう、きめ細かな対応を行い、リスクコミュニケーションに取り組んでいる。

13 安全・安心のための子供の健康対策支援事業（学校給食安心対策事業）（文部科学省）

学校給食における放射性物質を測定するための検査の支援及び結果の公表を行うことによって、児童生徒や保護者がより一層の安心を確保できるよう取組を図る。平成 25 年度以降、特定被災地方公共団体及び汚染状況重点調査地域の 11 県を対象として実施し、平成 25 年度及び平成 26 年度は 10 県、平成 27 年度は 9 県で本事業が活用された。検査結果は、随時該当県教育委員会のホームページ等で公表し、最新の情報の発信に取り組んでいる。

15 放射線安全研究の強化（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費交付金（東日本大震災復興特別会計））（文部科学省）

被ばく医療従事者等に対する人材育成業務の実施に当たり、平成 24 年度以降、保健医療関係者等に対して放射線の健康影響に関する研修を毎年度実施しており、住民からの相談に適切に対応できる人材の育成に努めた。

③ 放射線による住民の健康への影響のみならず、野外活動の制限や自粛による子どもの発育への影響等にも留意しつつ、取組の充実を図っていくことが重要である。

【関係施策等（関係府省）】

11 【再掲】放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策（環境省）

（上記の再掲のため、内容は省略）

- ④ 野生動植物等の自然生態系への放射線による影響の把握については取組が十分とは言えないため、必要な体制整備や予算措置等を行い、国際機関等ともデータ共有等を通じて連携しつつ、基礎的な知見の蓄積を長期的に実施していくべきである。

【関係施策等（関係府省）】

14 放射線による自然生態系への影響調査（環境省）

14-1 放射線による自然生態系への影響調査①（環境省）

放射線影響に関するモニタリングを継続的かつ効率的に実施するため、手法等について検討を進めることが課題であったことから、平成 27 年度に各分野の専門家の意見を聴取し、調査項目及び調査対象種の絞り込みを行うなど、今後の長期観測のあり方について検討を行った。今後は、同検討結果に基づき、長期観測を実施する予定としている。また、野生動植物への放射線影響について、関係者間で情報を共有し、連携を図ることを目的として、毎年調査研究報告会を開催している。調査研究報告会には、国内や海外の研究機関・研究者等が参加し、研究成果について報告するとともに意見交換を行っている。

- ⑤ 放射性物質汚染対処特措法附則第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、政府は、同法の施行後 3 年を経過した場合において、同法の施行の状況について検討を加え、及び放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含めた検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。同法附則第 5 条に基づく検討に当たっては、同法に基づき行われる除染、汚染廃棄物の処理等の措置が、安全・安心の確保を前提として、国民の十分な理解を得つつ、円滑に実施されるものとなるよう努めるべきである。また、同法附則第 6 条に基づく検討については、放射性物質による環境汚染防止のための政策枠組みを確立する観点から、着実に進められるべきである。

【関係施策等（関係府省）】

17 放射性物質による環境汚染対策への検討（環境省）

平成 27 年 2 月の中央環境審議会総会において、環境省から「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」（平成 24 年 11 月中央環境審議会意見具申）への対応状況の報告を行った。この中で、放射性物質は、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告において、厳密な発生源管理を行う必要があるとの考えが示されていることなどから、一般環境中の放射性物質の基準等を改めて設定する必要性はないことを報告し、中央環境審議会総会において了承された。平成 27 年 9 月、放射性物質汚染対処特措法附則に基づき、同法の施行状況についてとりまとめが行われた。この中で、放射性物質に汚染された廃棄物、土壌等に関する規制の在り方その他の放射性物質に関する法制度の在り方については、現行の除染実施計画が終了する時期（平成 28 年度末）を目途に改めて特措法の施行・進捗状況の点検が行われた際には、その点検結果を勘案しつつ、検討を行うべきこととされた。